台風26号の被害により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ(第2報)

台風26号による被害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

台風26号による風雨等に係る被害により、東京都において多数の方が生命または身体 に危害を受け、または受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じたため、東京都は災 害救助法の適用を決定いたしました。

また、千葉県においても、住家に多数の被害が生じたため、千葉県は災害救助法の適用 を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『au 損保カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【法適用日】

[東京都]

大島町 (おおしままち)

【 10月16日 】

[千葉県]

茂原市(もばらし)

【10月16日】

※ 上記下線部が今回適用分

■ ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)